

呉市立地適正化計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき作成する、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）に対する意見の聴取を行うため、呉市立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) 立地適正化計画策定のための調査・研究に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、初回の会議は、市長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

- (1) 会議等の内容に法令等の規定により公開することができないこととされている情報が含まれている場合
- (2) 会議等の内容に個人情報その他非公開にすべき情報が含まれている場合
- (3) 委員会が会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が公開しない旨を決定した場合

(会議の傍聴)

- 第7条 会議の傍聴を希望する者は、開会前に傍聴人受付において、当該申込手続を完了した上、係員の指示に従い入場しなければならない。
- 2 傍聴人の定員は、10名とし、先着順によるものとする。
 - 3 次のいずれかに該当する者は傍聴することができない。
 - (1) 凶器を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
 - 4 傍聴人の数が第2項に規定する定員に達したときその他必要があるときは、入場を制限し、又は拒絶することができる。
 - 5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 写真、映画等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合の当該行為を除く。
 - (2) 私語、談話又は拍手を行うこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。
 - 6 傍聴人が前条の規定に違反する場合、議長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。
 - 7 この条に規定していないことであっても、議長は、傍聴について臨機の処置をとることができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事項が終了するときまでとする。

(委員への謝金の支払)

第9条 本市職員以外の委員には、会議への出席に対する謝金として、日額10,000円を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月27日から実施する。

改正 平成30年6月14日

- 2 この要綱は、立地適正化計画を策定した日に、その効力を失う。